



# 国民健康保険からのお知らせ

日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて、加入者の皆さまがお金を出し合って医療費などに充てる助け合いの制度です。皆さまに納めていただく令和8年度の国保税は以下ようになります。

## 国保税の税率が変わります

令和8年度 国保税率

		令和7年度	令和8年度	対前年増減
医療分	所得割額	6.4%	6.8%	+0.4%
	均等割額(1人当たり)	24,200円	27,400円	+3,200円
	平等割額(1世帯当たり)	21,400円	21,400円	—
	賦課限度額	660,000円	670,000円	+10,000円
後期高齢者 支援金分	所得割額	2.2%	2.5%	+0.3%
	均等割額(1人当たり)	7,400円	9,700円	+2,300円
	平等割額(1世帯当たり)	5,800円	6,900円	+1,100円
	賦課限度額	260,000円	260,000円	—
介護分 (40歳～64歳)	所得割額	2.0%	2.1%	+0.1%
	均等割額(1人当たり)	9,400円	10,600円	+1,200円
	平等割額(1世帯当たり)	6,100円	6,100円	—
	賦課限度額	170,000円	170,000円	—
子ども・子育て 支援金分	所得割額	—	0.3%	新規
	均等割額(1人当たり)	—	1,200円(※)	新規
	平等割額(1世帯当たり)	—	100円(18歳以上均等割額)	新規
	賦課限度額	—	800円	新規
			30,000円	新規

(※) 18歳未満（当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の被保険者は、全額軽減されます。

なお、地方税法施行令の改正により、「医療分」の賦課限度額が66万円から67万円に引き上げになります。また、「子ども・子育て支援金分」の賦課限度額（3万円）が新たに設定されます。

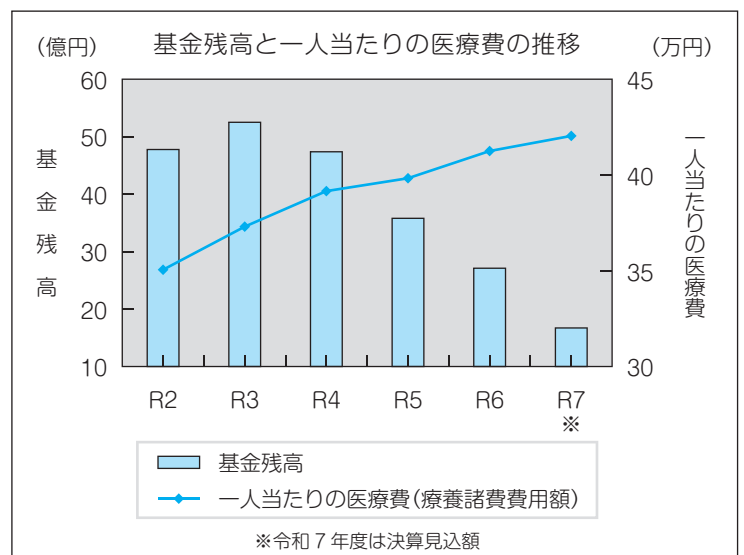
## ○ 令和8年度 高崎市国保税の改定について

高崎市はこれまで、積極的に基金を活用しながら、被保険者の税負担が増えないよう対応してきましたが、医療の高度化等により1人当たりの医療費が年々増加したことなどから、支出が収入を大きく上回っています。

今まで収支不足を補填してきた基金は、令和3年度から令和7年度までの4年間で約52億円から約17億円まで35億円減少する見込みです。

このままでは将来にわたり被保険者が安心して利用できる国保を維持できないため、令和8年4月から保険税率の改定をいたしました。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金分」が新たに追加されています。これは、深刻な少子化への対策として、政府が掲げる「こども未来戦略」に基づいて子ども・子育て支援金制度が創設されたため、子どもの有無にかかわらず全ての医療保険加入者が、医療保険料に上乗せする形で「子ども・子育て支援金」を負担するものです。





## 均等割額と平等割額の軽減判定基準について

均等割額と平等割額については、判定基準に応じて7割・5割・2割を軽減します。地方税法施行令の改正により、令和8年度から5割・2割軽減の判定基準が広がります。国保加入者数に乗じる額が、5割軽減の判定基準では、30.5万円から31万円に、2割軽減の判定基準では56万円から57万円に引き上げになります。

判定所得	判定基準	軽減割合
世帯主及び世帯に属する 国保加入者の 前年の所得の合計	43万円 +10万円×[給与所得者等の数(※1)-1](※2) 以下の世帯	7割
	43万円+31万円×国保加入者数 +10万円×[給与所得者等の数(※1)-1](※2) 以下の世帯	5割
	43万円+57万円×国保加入者数 +10万円×[給与所得者等の数(※1)-1](※2) 以下の世帯	2割

※1 給与所得者等の条件：給与収入が55万円超又は公的年金等の収入が65歳未満は60万円超／65歳以上は125万円超

※2 給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×[給与所得者等の数-1]を加算します。

- 世帯主及び国保加入者で未申告者がいる場合は軽減になりませんので、軽減の適用には所得の申告が必要です。
- 国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得を含めません。
- 国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めません。

### 未就学児に係る均等割額の軽減制度について

未就学児（当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の被保険者は、均等割額が5割軽減されます。所得が判定基準以下の軽減が適用されている場合には、当該軽減後、さらに5割減額されます。

## 便利で安心な口座振替をご利用ください

「金融機関やコンビニに行けない」「納期を忘れてしまいそう」などの人には、口座振替がお勧めです。口座振替は振替手数料も無料で、納め忘れを防ぐ便利な方法です。

お申し込みには、ご自身の口座のある金融機関等に預金通帳、印かん（通帳届出印）をご持参ください。高崎市内の金融機関等の窓口で申込用紙が用意してありますので、ご記入のうえ、お申し込みください。

## 国保脱退の手続きはお済みですか

すでにお勤め先の社会保険等に加入されているにもかかわらず、国保の納入通知書や「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が届いた人は、国保を脱退する手続きがお済みでない場合があります。手続きをされませんと社保・国保に二重に加入している状態になってしまいます。まだお済みでない場合には、社保・国保の両方の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」とマイナンバーカード（もしくは「マイナンバーがわかるもの」と「身分を証明するもの」）をご持参のうえ、手続きをしてください。手続きは、窓口のほかオンラインや郵送でもできます。

高崎市 HP「国民健康保険手続き一覧」



## 国民健康保険制度について

国保の制度詳細は、QRコード先のページに掲載されている国民健康保険制度パンフレット（PDFファイル）からご覧いただけます。スマートフォン等で読み取りのうえ、ご参照ください。

高崎市 HP「国民健康保険について」



### 国保税についてのお問い合わせ先

高崎市役所保険年金課資格賦課担当 027-321-1235

倉渕支所市民福祉課 027-378-4526

群馬支所市民福祉課 027-373-2368

榛名支所市民福祉課 027-374-5116

箕郷支所市民福祉課 027-371-9054

新町支所市民福祉課 0274-42-1237

吉井支所市民福祉課 027-387-3132